

2023年7月3日

## 株式交換に関する事後開示書面

東京都港区三田一丁目4番28号  
株式会社くふうカンパニー  
代表執行役 穂田 誉輝

東京都港区三田一丁目4番28号  
株式会社くふう AI スタジオ  
代表取締役 閑歳 孝子

株式会社くふうカンパニー（以下、「くふうカンパニー」といいます。）及び株式会社 Zaim（2023年7月1日付で「株式会社くふう AI スタジオ」に商号変更。以下「Zaim」といいます。）は、2023年5月15日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、くふうカンパニーを株式交換完全親会社、Zaimを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

つきましては、会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2023年7月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行った Zaim の株主はおりませんでした。

- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

会社法第 785 条の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

- (3) 会社法 787 条（新株予約権買取請求）及び 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、くふうカンパニーに移転した Zaim の株式の数は 45,000 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) くふうカンパニーは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知したくふうカンパニーの株主はおりませんでした。

- (2) Zaim は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2023 年 6 月 20 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) くふうカンパニーは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の Zaim の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、くふうカンパニーを除きます。）に対し、その所有する Zaim の株式 1 株に対してくふうカンパニーの株式 38 株の割合をもってくふうカンパニーの自己株式を割当交付しました。なお、くふうカンパニーが割当交付したくふうカンパニーの普通株式の合計は 1,710,000 株であり、そのすべてをくふうカンパニーが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

(4) 本株式交換に伴う、くふうカンパニーの資本金及び準備金の額の変動はございません。

以上